

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車情報課長

自動車登録申請書の添付書類の有効期間に係る取扱いについて

令和元年台風第19号による災害について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日が告示（令和元年国土交通省告示第720号）で指定されたことに鑑み、「自動車保管場所の確保等に関する法律の改正に伴う事務の取扱いについて」（平成3年6月25日付け地管第54号）及び「自動車登録業務等実施要領の制定について」（平成18年1月30日付け国自管第166号、国自技第232号）にかかわらず、特例として下記の取扱いとするので、管内の運輸支局等へ遺漏なきよう周知されたい。

記

1. 対象者

特定被災地域内（※1）に住所を有する自動車の所有者若しくは使用者又は特定被災地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の所有者

※1 令和元年台風第19号による災害について、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域。

2. 延長後の満了日

（1）自動車保管場所証明書の有効期間について

特定非常災害発生日前概ね1ヶ月（※2）以内（令和元年8月31日から令和元年10月10日）に証明されたものについては、令和2年3月31日をもって満了するものとする。

※2 「自動車保管場所証明書の取扱いについて（平成3年6月25日付け事務連絡）」において、「概ね1ヶ月」とは「40日」とされている。

（2）自動車の使用者の住所を証する書面及び使用の本拠の位置を証する書面等の有効期間について

特定非常災害発生日前3ヶ月以内（令和元年7月10日から令和元年10月10日）に発行されたものについては、令和2年3月31日をもって満了するものとする。